

法律 相談室

— 相続編 —



井上晴夫法律事務所 弁護士 井上 晴夫

昭和49年 大阪府八尾市生まれ。慶應義塾大学経済学部卒業

平成20年 井上晴夫法律事務所開業。専門は多重債務問題の他、事業承継や下請代金法等の中小企業法務、スポーツ法。経済学部卒業の経歴を活かし、若手ながら日弁連の中小企業支援プロジェクトチームに所属し、島根県においても事業承継ネットワークの地域担当弁護士を務める。

遺言書を作成する
メリットとデメリットを
教えて下さい。

メリットとしては、一定の制約はありますが、自分が財産をあげたいと思う人に自分の思うように分配することができます。デメリットとしては、遺言書作成の手間や費用がかかることです。

Vol.7 「遺言書の目的・種類」

【回答】

原則:遺言を残さなければ、法定相続人に対して法定相続分に
応じて配分されることとなります。

つまり本件では、子供たちに4分の1ずつ財産が分配されます。しかし、あなたの意思を遺言に記すことによって、長女に財産の大半を相続させることができます。但し、次回で述べますが、遺留分による制約があるため、全て完全にあなたの思い通りとまではいきません。また、遺言がなければ法定相続人以外の者が財産を取得することは基本的にありませんが、遺言に記すことによって、それらの者に財産を取得させることができます。本件では実弟は法定相続人ではないので、遺言に記すことによって、あなたの財産を取得させることができます。

なお、生前に親族を集めて「遺言」と言って口頭で自分の意思を告げられる方もおられますが、口頭で言ったものは何ら法的に意味はありません。「遺言書」という書面に残さないといけません。

【事例】

私はがんで余命数カ月と宣告されました。相続人は4人の子供がいますが、私の財産は、同居していますが、親身に世話をしてくれる長女にその大半を相続させたいです。また、障害を負っていて一人では生活できない実弟にも将来のために幾分か財産を残したいです。どうすればよいでしょうか。

遺言書の書き方は？

遺言書には、公正証書遺言、自筆証書遺言、秘密証書遺言がありますが、前二者がよく使われるものです。公正証書遺言は、公証人が関与するため無効になる恐れが少なく、公証人が保管してくれるので、遺言の偽造変造のおそれがないので、最もお勧めの方法です。ただ、証人を用意したりする手間がかかるのと、費用が少しかかるのが気になるところです。

自筆証書遺言は、手間や費用がかからず簡単に作成できます。ただ、法律上の方式が揃わないため遺言が無効になるおそれがあります。本件のように死期が迫っていて公証人の手間をかけている時間的余裕がない場合は、自筆証書遺言の活用が有効と思います。